

総評相第 54 号  
平成 27 年 3 月 10 日

総務省自治税務局長 殿

総務省行政評価局長

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（あっせん）

総務省行政評価局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できることとされており、多くの市町村は、減免申請の期限（以下、身体障害者等に対する軽自動車税又は自動車税の減免の申請期限を「減免申請期限」という。）を納期限（5 月 31 日）の 7 日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できることとされており、都道府県の多くでは、納期限（5 月 31 日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。多くの市町村が軽自動車税の減免申請期限を納期限の 7 日前と規定しているのは、総務省が発出している「市（町・村）税条例（例）」（昭和 29 年 5 月 14 日付け自乙市発第 20 号。以下「税条例（例）」という。）の中で軽自動車税の減免を受けようとする身体障害者等は納期限の 7 日前までに申請手続を行うことが例示されていることが大きく影響していると思われる。自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限（5 月 31 日）までとする措置を普及・拡大してもらいたい。」との相談がありました。

この相談について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当局としては、下記のとおり、改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果等について、平成 27 年 6 月 10 日までにお知らせください。

記

I 調査結果

1 当局の調査結果

(1) 市町村における軽自動車税の減免申請期限の設定状況

平成26年4月1日現在の政令指定都市20市、中核市43市及び特例市40市の計103市における軽自動車税の減免申請期限の設定状況をみると、表-1のとおり、63市(61.2%)が税条例(例)と同じ期限、40市(38.8%)が税条例(例)と異なる期限としている。

表-1 政令指定都市等における軽自動車税の納期限及び減免申請期限の設定状況

(単位：市)

区分	納期限	減免申請期限				計
		税条例(例)と同じ期限	税条例(例)と異なる期限		計	
			納期限まで	その他		
政令指定都市 (20市)	5/31	6	13	10	3	19
	6/5	1	0	0	0	1
中核市 (43市)	4/30	1	0	0	0	1
	5/31	26	16	14	2	42
特例市 (40市)	5/31	28	11	10	1	39
	6/5	1	0	0	0	1
計		63 (61.2%)	40 (38.8%)	34	6	103 (100%)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 納期限が土曜日又は日曜日である場合には、翌週の月曜日に納期限が延長される場合がある(表-2及び表-3も同様)。

また、一般市及び町村それぞれ10市町村を抽出して減免申請期限の設定状況を確認したところ、表-2のとおり、26市町村(86.7%)が税条例(例)と同じ期限、4市町(13.3%)が税条例(例)と異なる期限としている。

表-2 抽出した市町村における軽自動車税の減免申請期限の設定状況

(単位：市町村)

区分	納期限	減免申請期限		計
		税条例(例)と同じ期限 (納期限7日前まで)	税条例(例)と異なる期限 (納期限まで)	
一般市	5/31	7	3	10
町	5/31	9	1	10
村	5/31	10	0	10
計		26 (86.7%)	4 (13.3%)	30 (100%)

(注) 当局の調査結果による。

(2) 都道府県における自動車税の減免申請期限の設定状況

自動車税は、月割で賦課されることとなるため、自動車を取得した年度においては、減免申請をした月以後減免を受けることができる。そして、減免を受けた年度の翌年度以降も減免を受けようとする場合には、多くの都道府県で減免申請を行う必要があるとしており、全都道府県における減免申請期限の設定状況をみると、表－3のとおり、26（55.3％）の都道府県が減免申請期限を納期限までとしている。

表－3 都道府県における自動車税の減免申請期限の設定状況

(単位：都道府県)

納期限	初めて減免を受けた年度の翌年度以降の減免申請期限					計
	納期限 7日前まで	納期限 5日前まで	納期限まで	納期限よりも 後の日まで (年度末まで等)	その他	
5/31	8	1	25	4	7	45
6/30	1	0	1	0	0	2
計	9 (19.1%)	1 (2.1%)	26 (55.3%)	4 (8.5%)	7 (14.9%)	47 (100%)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 「その他」は、主に減免申請事項に変更がない場合は申請を要しないもの。  
 3 割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

(3) 軽自動車税に係る納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間

40市町村を抽出し、平成26年度における納税通知書の発送日及び減免申請期限について確認したところ、表－4のとおり、減免申請期限が納期限前7日となっている4市町村では、納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間が10日以内となっていた。このうち、最短で6日（1市）となっていた。

表－4 各市町村における納税通知書の発送から減免申請期限までの期間

(単位：市町村)

納税通知書の発送日から 減免申請期限までの期間	減免申請期限				計
	4月23日	5月23日	5月26日	6月2日以降	
5日以内	0	0	0	0	0
6日以上10日以内	4	0	0	0	4
11日以上15日以内	6	0	8	0	14
16日以上20日以内	0	0	10	0	10
21日以上25日以内	0	1	7	1	9
26日以上30日以内	0	0	2	0	2
31日以上	0	0	0	1	1
計	10	1	27	2	40

- (注) 当局の調査結果による。

## 2 改善の必要性

軽自動車税の減免申請期限が税条例（例）と同じである市町村は、政令指定都市、中核市及び特例市計 103 市の中では 63 市（61.2%）、当局が抽出した 30 市町村の中では 26 市町村（86.7%）となっている。

また、軽自動車税の減免申請期限が税条例（例）と同じである市町村の中には、「このような規定（減免申請期限は納期限前 7 日）を設けているのは、総務省が発出している税条例（例）の規定内容を参考にしていることによる。」としている市町村や、「税条例（例）の規定内容が変わった場合等、申請期限を延長する可能性はあるものとする。」としている市町村があり、税条例（例）の規定が市町村の条例策定に少なからず影響を与えていることがうかがえる。

そのような中、軽自動車税の減免申請期限が税条例（例）と同じである市町村の中には、納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間が 6 日となっている市町村があり、当該市町村と同様の状況となっている市町村においては、軽自動車税の減免申請を行うための期間が十分に確保されていないおそれがある。

こうしたことから、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、同会議から「軽自動車税の減免申請期限を納期限まで延長しても支障はないとしている市町村がある。」、「納期限を過ぎても直ちに滞納処分や督促を行うものではないと考えられることから、税条例（例）において、軽自動車税の減免申請期限を納期限前 7 日までとする合理性に疑問がある。」との意見があったことから、現状の運用を見直す必要があるものと考えられる。

したがって、総務省自治税務局は、軽自動車税の減免を受けようとする者の利便にも配慮する観点から、軽自動車税の減免申請期限に係る税条例（例）の記載を見直すなどにより、市町村において、軽自動車税の減免申請期限を弾力的に取り扱うことができる旨を改めて周知する必要がある。

## II 説明

### 1 制度の概要

#### (1) 軽自動車税と自動車税の制度の概要

軽自動車税は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく市町村税であり、同法第 442 条の 2 及び第 445 条によれば、4 月 1 日に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有する者を対象に、主たる定置場所在の市町村が課するとされている。

一方、自動車税は、地方税法に基づく道府県税であり、同法第 145 条及び第 148 条によれば、4 月 1 日に自動車（軽自動車税の課税客体である自動車等を除く。）を所有する者を対象に、主たる定置場所在の都道府県が課するとされている。

なお、自動車税は、地方税法第 150 条第 1 項により、4 月 2 日以後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割で自動車税を課することとされている（軽自動車税は、このような月割での賦課が地方税法等で規定されていない。）。

軽自動車税と自動車税の制度の概要は、表－5 のとおりである。

表－5 軽自動車税及び自動車税の制度等の概要

名称	軽自動車税	自動車税
根拠	地方税法第 5 条	地方税法第 4 条
課税主体	主たる定置場所在の市町村	主たる定置場所在の都道府県
定置場の判断	軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所	自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する場所
納税義務者	軽自動車等の所有者 ただし、軽自動車等の販売において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、使用者が所有者とみなされる。	自動車の所有者 ただし、自動車の販売において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、使用者が所有者とみなされる。
賦課期日	4 月 1 日	4 月 1 日
月割での賦課の有無	なし 4 月 2 日以後に軽自動車等を取得した場合は、当該年度は賦課されない。	あり 4 月 2 日以後に自動車を取得した場合は、その取得した月の翌月から月割で賦課される。
納期限	原則として 4 月中 ただし、条例において異なる納期限を定めることができ、多くの市町村では 5 月中（平成 26 年度は土日にかかるとため 6 月 2 日まで）としている。	原則として 5 月中 ただし、条例において異なる納期限を定めることができ、青森県及び秋田県は 6 月中としている。

(注) 地方税法等に基づき、当局が作成した。

## (2) 減免制度

### ア 軽自動車税及び自動車税における減免の概要

軽自動車税については、地方税法第 454 条により、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより軽自動車税を減免できるとされている。これを踏まえ、各市町村では条例で軽自動車税の減免について定めている。

一方、自動車税については、地方税法第 162 条により、道府県知事（注）は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができる。これを踏まえ、各都道府県では条例で自動車税の減免について定めている。

（注）地方税法第 1 条第 2 項の規定により、道府県に関する規定は都にも準用される。

### イ 月割での還付

自動車税については、地方税法第 150 条第 1 項により、月割で賦課されることとされており、年度途中で納税義務が消滅した場合には月割で還付される（地方税法第 150 条第 2 項）こととなっている。そして、都道府県によっては、減免申請期限を過ぎて減免申請を行ったとしても、申請月の翌月以降の自動車税は月割での還付が認められる場合がある。これに対し、軽自動車税は月割での還付は認められていない。

### ウ 総務省が示す税条例（例）での例示

総務省が市町村に示している税条例（例）では、次のように軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の 7 日前までに申請手続を行うことが例示されている。

#### 税条例（例）第 90 条第 2 項の要約

軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市（町・村）長に対して、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示するとともに、申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

### エ 身体障害者等の所有する軽自動車等に対して軽自動車税の減免を行った台数 32 万 5,232 台（平成 25 年 4 月 1 日時点）

(3) 軽自動車税に係る納税通知書の発送期限

市町村が納税者に交付すべき納税通知書は、地方税法第446条第2項により、遅くとも、その納期限の10日前までに納税者に交付することとされている。

(4) 軽自動車税の税額

軽自動車税は、地方税法第444条第1項において車両の種別、総排気量等ごとに標準税率が定められており、また、同条第2項において、各市町村は標準税率の1.5倍までの範囲で税率を定めることができるとされている。

なお、「平成26年度税制改正の大綱」(平成25年12月24日閣議決定)では、平成27年4月1日以後に新たな標準税率を適用(三輪以上の軽自動車については新規取得される新車から)することなどが示されている。現行及び改正後の標準税率は、表-6のとおりである。

表-6 車両種別ごとの標準税率

車両種別	用途又は総排気量		現行の税率	改正後の税率		
				27.4.1以後	28年度分以後※	
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc 以下 (ミニカー除く。)		1,000円	2,000円	—	
	二輪のもので50cc 超90cc 以下		1,200円	2,000円	—	
	二輪のもので90cc 超125cc 以下		1,600円	2,400円	—	
	ミニカー (三輪以上で20cc超)		2,500円	3,700円	—	
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊 自動車	二輪のもの (125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円	—	
	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
二輪の小型 自動車	250cc 超		4,000円	6,000円	—	

- (注) 1 平成26年度税制改正の大綱等を基に当局が作成した。  
 2 軽自動車税は定額課税であるため、地方税法及び平成26年度税制大綱では、標準税率が金額で示されている。  
 3 「軽自動車(660cc以下)及び小型特殊自動車」の改正後の税率のうち「28年度分以後※」は、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について平成28年度分以後に適用される。

## 2 関係機関の意見

### (1) 総務省自治税務局

#### ① 税条例（例）において軽自動車税の減免申請期限を納期限前7日までとした経緯・理由等について

軽自動車税に係る身体障害者等に対する減免についての税条例（例）の規定については、「下肢又は体幹不自由者に対する自動車税又は軽自動車税の減免について」（昭和41年3月28日自治府第31号）によって、条例（準則）に関連条文を設けたところであるが、その際に、自動車税、軽自動車税共に、減免申請期限を「納期限前7日」とした。これについては、既に存在していた各税目における減免に関する条例（準則）の規定において、減免申請期限を「納期限前7日」としていたことと同じ内容の規定としたものと考えられる。「市（町・村）税条例（準則）等の一部改正について」（平成12年4月1日自治市第44号）により、条例（準則）は、税条例（例）に改められたが、市町村における執務の参考資料となるこの税条例（例）においても、減免申請期限は、「納期限前7日」とされて現在に至っている。

減免申請期限を「納期限前7日」としている理由については、減免の申請に対する審査、減免の決定の通知等に要する期間、減免とならなかった場合の納税義務者の納付のための期間等を勘案して定められたものと考えられる。

#### ② 税条例（例）の記載の見直しの余地について

減免の審査、決定、通知等の事務処理に要する期間の短縮状況等を踏まえ、減免申請期限を「納期限前7日」と定める必要がない市町村もあると考えられること、都道府県の自動車税においては、減免申請期限を「納期限まで」と条例で規定している都道府県が半数以上となっていること等を踏まえ、市町村の条例における各税目の減免申請期限の規定状況も勘案しつつ、税条例（例）における減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限（前 日）」（注）に改正すること等について検討したい。

（注）「納期限（前 日）」は、納期限又は納期限前の任意の日数を市町村の判断で決定させることを表す。

### (2) 市町村

#### ア 減免申請期限を税条例（例）と同じ期限に設定している市町村

#### ① 軽自動車税の減免については、当市の税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の7日前（5月24日）までに申請を行うことを規定している。このような規定を設けているのは、総務省が発出している税条例（例）の規定内容を参考に行っていることによる。

7日前になっている理由としては、納期限まで減免申請期限を延ばすと、口座振替等は減免決定前に税金が本人の口座から引き落とされることとなり、また不承認の通知の場合は、納期限後に届くことになるため、そのような事態を防ぐことも考慮したものと考えられる。よって、納期限までに減

免承認・不承認決定を行うためにも7日前の期限が望ましいと考える。また、他の突発的な災害による減免等と異なり、4月1日に身体障害者等であることは事前に分かっていることであって、約3週間の申請期間が短いとは考えていない。

なお、当市では、身体障害者等で前年度減免申請のあった者に対しては、継続申請の案内を行って申請漏れを防ぐための取組を行っている。

- ② 軽自動車税の身体障害者等の課税免除については、当市の税条例施行規則に基づき、軽自動車税の課税免除を受けようとする者は納期限の7日前までに申請を行うことを規定している。このような規定を設けている経緯は、総務省が発出している税条例（例）の減免の規定内容を参考にしていることが考えられる。仮に課税免除申請期限を過ぎて申請があった場合には、当該年度の課税免除は認めず、翌年度から課税免除を適用することとしている。

軽自動車税の課税免除申請期限を納期限までに延長することについては、市民からの要望がないため検討していない。ただし、税条例（例）の規定内容が変わった場合等、申請期限を延長する可能性はあるものと考えられる。

なお、当市では、一度承認を受ければ、翌年度以降も課税免除とする取扱いとしている。そのため、当市に関しては、課税免除申請期限の延長に伴い事務処理の負担が増えるなどの支障は少ないと考える。

#### イ 減免申請期限を納期限までに設定している市町村

軽自動車税の減免については、当市の税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限（5月31日。なお、平成26年は6月2日）までに申請を行うことを規定している。減免申請期限を納期限までとしている理由は、当市が属する県が自動車税の減免申請期限を納期限としていることに合わせてのことだと聞いている。

減免申請の審査は形式的なものであり、申請書の記載内容や添付資料に不備がなければ申請を受理することになるため、事務手続に要する時間は短時間である。また、仮に減免申請したものの減免の要件に該当しなかった場合は、申請者（納税者）に連絡の上説明し、早急に納付するようお願いしている。